

民間賃貸住宅建設支援事業

つがる市への定住を促進するため、市内に子育て世帯または夫婦世帯等向けの民間賃貸住宅を建設する個人または法人に対し、その費用の一部を助成します。

募集内容

1棟4戸以上の共同住宅または長屋を建設する方を募集します

募集要件

①建築対象区域：つがる市内 ②住宅基準：「補助金交付要綱」および「整備基準」を満たすもの

補助対象者

①市内に住所を有する個人または本店を有する法人 ②市税に滞納がない個人または法人
③この補助を本人および同居世帯員が受けたことがない方

助成金額

次の表に掲げるそれぞれの賃貸住戸の区分に応じた補助額に戸数を乗じて得た額の総額

※上限額は1,900万円

賃貸住戸の区分（住戸専有面積）	補助額（1戸当たり）
1LDK（40～49㎡）	180万円
1LDKまたは2LDK（50～59㎡）	230万円
2LDK以上（60㎡以上）	290万円



募集期間

令和8年9月30日まで（閉庁日は除く）

※予算の上限に達した場合は募集を終了します

◆本事業は事前相談を前提とした事業となっています。

申請を検討される方はホームページまたは地域創生課窓口にて

「制度のご案内」、「補助金交付要綱」、「整備基準」をご確認の上、担当課までご相談ください。

【問い合わせ先】地域創生課 電話42-2111（内線361）



住まいや結婚生活を支援します！

新婚生活応援事業

定住する意思をもって市内の民間賃貸住宅に入居した新婚夫婦世帯に対し、その家賃の一部を補助します。

結婚生活スタートアップ事業

結婚を機に始まる「新しい生活」を応援するため、住宅取得費、住宅リフォーム費、賃貸物件の家賃、引っ越し費用および生活家電購入費を補助します。

移住者マイホーム応援事業

市への移住世帯を応援するため、定住する意思をもって市に転入し、マイホームを取得する世帯に対して、その取得費用の一部を補助します。

子育て・若年夫婦世帯移住応援事業

市への移住世帯を応援するため、定住する意思をもって市へ転入し、市内の民間賃貸住宅に入居した世帯に対し、その家賃の一部を補助します。

申請方法

申請書に必要書類を添付して下記へ提出(持参)してください。結婚生活スタートアップ事業について申請を希望される方は事前にご相談ください。詳細については、市ホームページ(QRコード)をご確認ください。

※予算の範囲内で随時受け付けます。

【問い合わせ先】地域創生課 電話42-2111（内線361、363）

「新婚生活応援事業」「子育て・若年夫婦世帯移住応援事業」「移住者マイホーム応援事業」についてはこちらから




「結婚生活スタートアップ事業」についてはこちらから



創業支援事業補助金

市では、産業振興、地域経済の活性化および雇用の創出を図るため、現在事業を営んでいない方が市内で新たに創業（個人事業主・法人）する場合に必要な経費の一部を補助します。令和8年度の補助内容は以下のとおりです。補助金の申請方法や申請書類など、詳細は市ホームページ（右のQRコード）をご覧ください。



対 象 者	
次のいずれかに該当し、つがる市商工会の会員となり、3年間継続して営業することが可能な方	
新規創業者	：令和7年4月1日から令和9年2月26日までに市内で創業し、特定創業支援等事業（※1）を受講して本市の証明を受けた方
移住創業者	：創業日から過去2年以内に他の市町村からつがる市に移住した方、または実績報告までに移住する見込みのある方で、令和7年4月1日から令和9年2月26日までに市内で創業し、かつ、認定連携創業支援等事業者（※2）と関わりを持つ方
事業承継者	：市内で事業承継を行う譲受側で、令和7年4月1日以降に事業承継手続きを開始し、令和9年2月26日までに手続きを終了することが確実で、かつ、現業の規模拡大、生産性向上、販路拡大、事業転換等の新たな取り組みを行う方（事業承継元から事業をそのまま引き継ぐ形での事業承継の場合は対象となりません）
（※1）五所川原圏域創業支援等事業計画に定める事業（創業相談ルーム、創業セミナー等）で「経営・財務・人材育成・販路開拓」の4項目全てを1回以上、かつ1カ月以上の期間をかけて受講すること	
（※2）つがる市商工会、公益財団法人21あおもり産業総合支援センター、日本政策金融公庫、青森県よろず支援拠点、市内金融機関、青森県信用保証協会等	
補 助 対 象 経 費	
令和7年4月1日から令和9年2月26日までに発生、支払いが完了する創業に必要な下記のもの（最長1年分）	
▼賃借料	：事業所、事業運営に必要な設備、機械器具、什器備品等に係る賃借料（リース料含む）
▼広告宣伝費	：宣伝広告に要する経費
▼印刷製本費	：チラシ、パンフレット、カタログ等の作成に要する経費
▼委託料	：デザイン、ウェブページ作成等外部に委託する経費
▼備品購入費	：事業運営に必要な設備、機械器具、什器備品等の購入経費
▼改修工事費	：事業運営に必要な店舗・施設の改装、改修工事に要する経費
※光熱水費、消耗品費、消費税、振込手数料、汎用品等は対象となりません。	
	
補 助 金 額	
補助対象経費の1/2以内、上限100万円（移住創業者は3/4以内、上限150万円）	
※補助金の交付は1回限りとし、3年以内に廃業等した場合は、補助金の一部を返還していただくことがあります。	
申 請 期 限	
令和9年1月15日（金）まで（申請期限の前でも、予算の上限に達した場合は受け付けを終了します）	

【問い合わせ先】 商工労政課 電話42-2111（内線419）



ごしょがわら圏域創業相談ルーム

あなたの創業を
応援します！

本市をはじめ五所川原圏域2市4町は、地域における創業を促進するため、産業競争力強化法に基づく「五所川原圏域創業支援等事業計画」を策定し、国の認定を受け、連携して創業支援に取り組んでいます。取り組みの一つとして、起業・創業支援の専門家「インキュベーション・マネジャー」による無料の相談会を開催していますので、ぜひご活用ください。企業者の新たな事業展開についての相談も受け付けます。

▼日時：毎週火曜日10時～16時（年末年始、祝日および原則第5火曜日を除く）

▼場所：五所川原創業・事業継承センター（五所川原市東町17-5 商工会館1階）

【問い合わせ先】 商工労政課 電話42-2111（内線419）



※申し込み方法など、詳細は市ホームページ（左のQRコード）をご覧ください。